

議 事 録

令和5年2月6日

山 鹿 市 農 業 委 員 会

令和5年第2回山鹿市農業委員会総会議事録

令和5年2月6日(月)14時24分から15時01分 山鹿市役所 4階 402会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 多久 正光	2番 欠 席	3番 森 喜代輝	4番 長曾我部 徹
5番 欠 席	6番 稲葉 和弘	7番 廣田 幸徳	8番 米岡 一利
9番 光永 太	10番 志方 精之	11番 廣松 久喜	12番 田中 春雄
13番 隈部 誠一	14番 欠 席		

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

3名 2番 守川 千穂、5番 徳丸 誠次郎、14番 坂本 照子

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長補佐：一法師 進、 局長補佐兼農地調整係長：坂口 美治、 主任主事：北原 薫

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

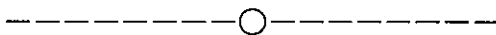
5. 議題

議案第10号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の撤廃について
議案第11号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請
議案第12号 農地法第3条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請
議案第13号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請
議案第14号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（農地中間管理機構）
議案第15号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転
議案第16号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断
報告第3号 農地法第3条第3の規定による届出
報告第4号 農地法第5条第1項の規定による届出

1. 開 会

○隈部副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。「礼」ご着席ください。



2. 副会長挨拶

○事務局長補佐（一法師進君）

皆さんこんにちは。本日の総会は、委員 14 名中、11 名全員の出席となりますが、山鹿市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、在任委員の過半数に達しており、総会が成立することをご報告します。まず、副会長にご挨拶いただき、引き続き、会議規則第 5 条の規定により議事の進行をお願いいたします。

○副会長（隈部誠一君）

（挨拶）

ただ今から、令和 5 年第 2 回総会を開会致します。



3. 議事録署名委員の指名

○議長（隈部誠一君）

これより議事に入ります。本日の議事録署名委員は、3 番：森喜代輝委員、4 番：長曾我部徹委員にお願いします。



4. 議 事

○議長（隈部誠一君）

これより議案審議に入ります。議案第 10 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による下限面積の廃止についてを議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第 10 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による下限面積の廃止についてです。

令和 4 年 5 月に農地法の改正があり、農地の所有権移転及び貸借権の設定に係る下限面積を定めた農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定が全面的に廃止されることとなりました。

これに伴い、同じ規定に基づき山鹿市が独自に定めていた別段の面積、農振農用地区域外の農地の場合は 10 アール、空き家に付属する農地の場合は 1 アールを、法律の施行日である令和 5 年 4 月 1 日に廃止するため提案するものです。

併せて、別段の面積の運用について定めた要綱も廃止の手続きも行っております。

なお、実際に下限面積の要件を廃止した申請受付の取り扱いについては、4 月総会の案件から開始します。

補足として、面積以外の要件、農地の全部を耕作に使う要件や年間150日以上農作業に従事する要件などはこれまで通りとなっておりますのでご注意ください。

また、農地所有適格法人が農地取得の要件も、面積以外はこれまでどおりとなっておりますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○議長（隈部誠一君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

3番（森喜代輝君）

下限面積撤廃により、空き家に附属する農業委員会が指定した農地についても、この適用となりますか。

○事務局（北原薫君）

農用地区域外の農地10アールと空き家に附属し農業委員会が指定した農地1アールがこの適用となります。

○議長（隈部誠一君）

森委員よろしいですか。

3番（森喜代輝君）

了解しました。

○議長（隈部誠一君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

（挙手の数を確認する。）

○議長（隈部誠一君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

議案第11号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第11号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請です。

提案番号28番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。

調査内容については、調査書1ページ記載のとおりです。

提案番号29番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。
調査内容については、調査書2ページ記載のとおりです。

提案番号30番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人の所有農地周辺であることから、耕作便利によるものです。
調査内容については、調査書3ページ記載のとおりです。

提案番号31番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受人の持ち分所有になります。
譲受理由は、贈与によるものです。
調査内容については、調査書4ページ記載のとおりです。

提案番号32番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、隣接地取得によるものです。
調査内容については、調査書5ページ記載のとおりです。

提案番号33番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人の所有農地周辺であることから耕作便利によるものです。
調査内容については、調査書6ページ記載のとおりです。

提案番号34番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、贈与によるものです。
調査内容については、調査書7ページ記載のとおりです。

提案番号35番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
本案件は、山鹿市が定める10a要件による取得です。
譲受理由は、隣接地取得によるものです。
調査内容については、調査書8ページ記載のとおりです。

提案番号36番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利によるものです。
調査内容については、調査書9ページ記載のとおりです。

提案番号37番、申請地及び申請人は記載の通りです。
譲受理由は、譲受人の所有農地周辺であることから、耕作便利によるものです。
調査内容については、調査書10ページ記載の通りです。

以上の10件は、許可相当と判断しております。

○議長（隈部誠一君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（隈部誠一君）

提案番号 28 番を北部地区担当委員

6 番（稲葉和弘君）

提案番号 28 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願ひします。

○議長（隈部誠一君）

提案番号 29 番から 33 番を南部地区担当委員

3 番（森喜代輝君）

提案番号 29 番から 33 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願ひします。

○議長（隈部誠一君）

提案番号 34 番から 37 番までを東部地区担当委員

1 番（多久正光君）

提案番号 34 番から 37 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願ひします。

○議長（隈部誠一君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（隈部誠一君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 11 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願ひします。

（挙手の数を確認する。）

○議長（隈部誠一君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 12 号、農地法第 3 条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第 12 号、農地法第 3 条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請です。

提案番号 4 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

借受理由は、耕作便利によるもので、5 年の使用貸借権設定です。

調査内容については、調査書 11 ページ記載のとおりです。

以上1件は、許可相当と判断しております。

○議長（隈部誠一君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（隈部誠一君）

提案番号4番を南部地区担当委員

7番（廣田幸徳君）

提案番号4番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（隈部誠一君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（隈部誠一君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第12号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（隈部誠一君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第13号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第13号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請です。

提案番号9番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の田968㎡を取得し、貸福祉施設に転用する案件です。

調査内容については、調査書12ページに立地基準を、13ページに一般基準記載のとおりです。

提案番号10番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の畑1,650㎡を取得し、宅地分譲地として転用する案件です。

調査内容については、調査書14ページに立地基準を、15ページに一般基準記載のとおりです。

提案番号11番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の畑341㎡を取得し、一般個人住宅として転用する案件です。

調査内容については、調査書16ページに立地基準を、17ページに一般基準記載のとおりです。

以上の3件は、それぞれの基準を満たしており、許可相当と判断しております。

○議長（限部誠一君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（限部誠一君）

提案番号9番から10番を南部地区担当委員

9番（光永太君）

提案番号9番から10番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（限部誠一君）

提案番号11番を東部地区担当委員

8番（米岡一利君）

提案番号11番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（限部誠一君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（限部誠一君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第13号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（限部誠一君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第14号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（一法師進君）

議案第14号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）でございます。

今回の利用権設定は、新規設定1件、その面積は2,038㎡でございます。

提案番号4番の申請地、申請人、契約内容については、議案書記載のとおりです。利用内容につ

きまは、水稻を作付け予定でございます。

調査内容については、調査書 18 ページに記載のとおりです。

以上の 1 件は、農業経営基盤強化促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

○議長（隈部誠一君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（隈部誠一君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 14 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（隈部誠一君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 15 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（一法師進君）

議案第 15 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転でございます。

今回の利用権設定は、新規設定が 2 件、再設定が 2 件でその面積は、10,314 m²でございます。

提案番号 40 番から 43 番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容については、水稻・麦等を作付け予定でございます。

調査内容につきましては、調査書は 19 ページから 22 ページに記載のとおりです。

以上の 4 件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

○議長（隈部誠一君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

8 番（米岡一利君）

提案番号 43 番の申請の流れを説明して下さい。

○事務局（一法師進君）

土地の所在は記載のとおりです。所有者の方が貸渡人となり、市外在住である借受人が、米を作付する計画での申請となっております。なお、借人の耕作面積の表示が記載してありますが、この分は、先月の農業委員会総会で、新規参入者として申請があり、審議していただいている分となります。

○議長（隈部誠一君）

米岡委員よろしいですか。

8番（米岡一利君）

私の担当地区では、担い手が不足していますので、このように市外の農業者が耕作に来てもらう事は、いい傾向であり、また、ありがたいことです。

○議長（隈部誠一君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（隈部誠一君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第16号、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

議案第16号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断でございます。

提案番号2番から19番の土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。

農地の状況につきましては、現地写真の7ページから12ページに掲載のとおりとなっております。

いずれの案件も、周囲を山林に囲まれた農地、雑木等が繁茂した農地、集中豪雨等により岩石等が流れ込んで堆積した農地などであり、農業上の利用の増進が見込まれない農地であるため、再生困難と判断しております。以上でございます。

○議長（隈部誠一君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

3番（森喜代輝君）

今回の案件では、同じ所有者で複数筆が掲載されていますが、何か理由はありますか。

○事務局（坂口美治君）

この複数筆をまとめて非農地判断としている背景として、所有者から農地を処分したいと申し出があったため、地元の田中委員さんと、全ての農地について、耕作可能な農地か、また、非農地判断が可能かどうかを現地にて調査確認を行うなど、農地利用の最適化活動を行っております。

3番（森喜代輝君）

了解しました。

○議長（隈部誠一君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（隈部誠一君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

-----○-----

4. 報 告

○議長（隈部誠一君）

次に、報告第3号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

報告第3号、農地法第3条の3の規定による届出について報告いたします。

令和4年12月に届出がありました件数は21件、筆数の合計は130筆、面積の合計は127,624㎡でございます。詳細につきましては、22ページから23ページに記載のとおりでございます。以上でございます。

○議長（隈部誠一君）

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

（「質問なし」の声あり。）

○議長（隈部誠一君）

質問等がないようですので、報告第3号は終わります。

次に、報告第4号、農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

報告第4号、農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による届出について報告いたします。令和4年12月に届出がありました件数は2件、土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用目的は、28番が携帯電話の基地局、29番が農業用倉庫でございます。以上、2件でございます。

○議長（隈部誠一君）

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

（「質問なし」の声あり。）

○議長（隈部誠一君）

質問等がないようですので、報告第4号は終わります。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これをもって令和5年第2回総会を閉会いたします。

-----○-----

6.閉会

○隈部副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。これをもって閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するため、ここに山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市農業委員会会長

隈部誠一

3番 農業委員

森喜代輝

4番 農業委員

長曾我部徹